

## 市場デリバティブ取引に係るご注意

- 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、お客様が差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。
- お客様におかれましては、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。
- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、弊社コンプライアンス室<フリーダイヤル:0120-550-903>までお申し出ください。

なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR<sup>(注1)</sup>機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

( F I N M A C )

電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注1) ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

株式会社 フジトミ：金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1614号